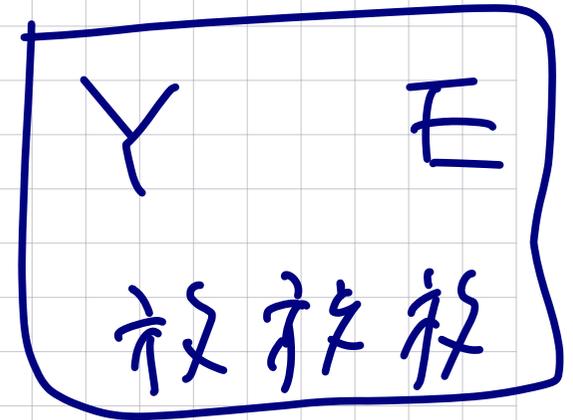


どういわけか、このページの板書が消えていました。
ある程度、復元しましたが、授業中と同じではありません。

「以上によれば、Yの本件行為は、本件市場において、音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行後も大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けているYとの間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことが放送事業者にとっておよそ想定し難い状況の下で、Yの管理楽曲の利用許諾に係る放送使用料についてその金額の算定に放送利用割合が反映されない徴収方法を採用することにより、放送事業者が他の管理事業者に放送使用料を支払うとその負担すべき放送使用料の総額が増加するため、楽曲の放送利用における基本的に代替的な性格もあいまって、放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであり、その抑制の範囲がほとんど全ての放送事業者に及び、その継続期間も相当の長期間にわたるものであることなどに照らせば、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものというべきである。」

この徴収



【特定の不当廉売】

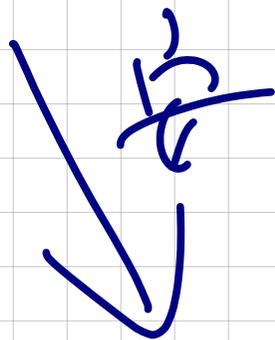
三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

(不当廉売)

6 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

A $P_A C_A$

B $P_B C_B$



0

0

0

H24 酒類警告事件

M_1

M_2

M_3

W_1

W_2

W_3

그사실은 안

高

A EON

中小企業

↓
字

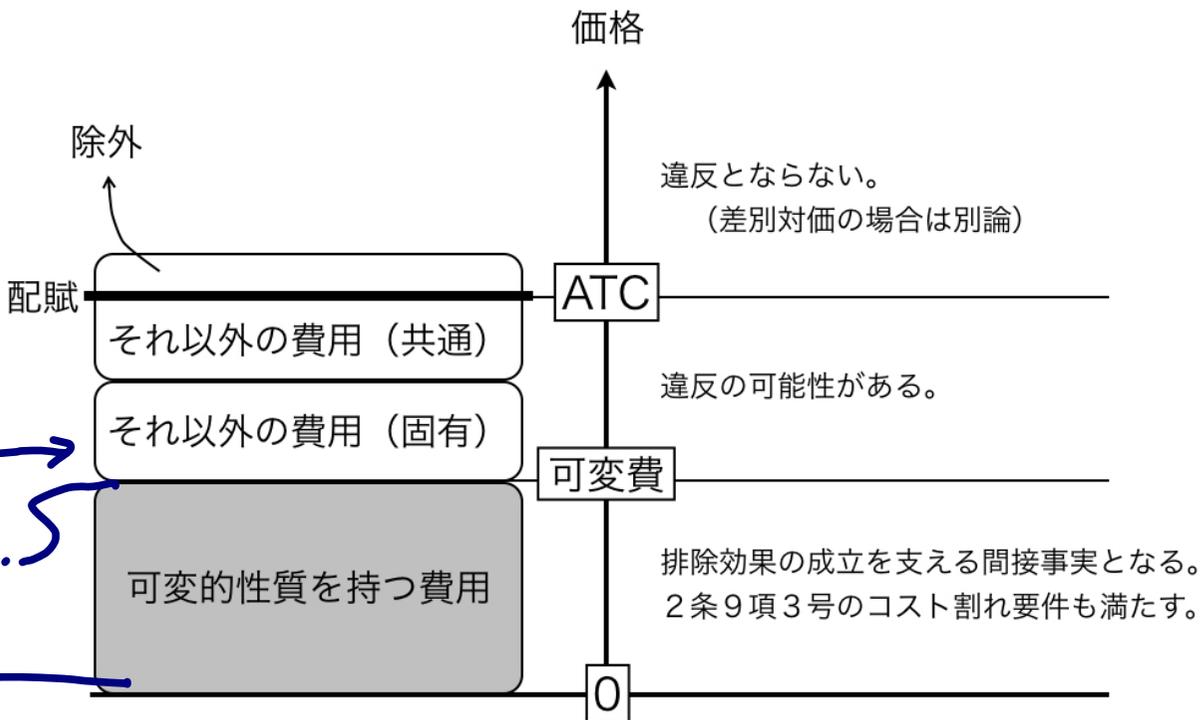
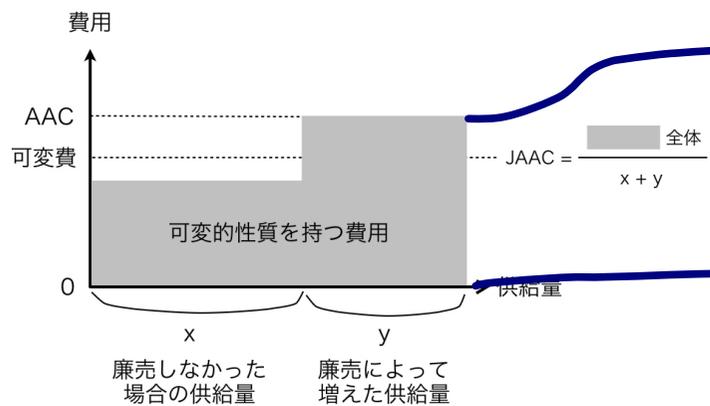
○

○

○

○

平均回避可能費用（AAC）と可變的性質を持つ費用の違い



2 警告の概要

平成24年3月27日警告

- (1) 鹿児島協組は、受注した道路用コンクリート製品を鹿児島協組の組合員からあらかじめ定めた割合に応じて買い上げて土木工事業者等に販売する共同販売事業を行っているところ、平成21年8月頃以降、鹿児島県本土地区^(注2)において、土木工事業者等に道路用コンクリート製品を販売するに当たり、鹿児島協組に加入していない道路用コンクリート製品の製造業者（以下「員外社」という。）を共同販売事業に参加させ道路用コンクリート製品の販売価格の低落防止を図るため、受注活動が員外社と競合した土木工事業者等に限り、鹿児島協組の販売価格をその供給に要する費用を著しく下回る価格等に引き下げることにより、員外社の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑いがある。

(注2) 「鹿児島県本土地区」とは、鹿児島県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛郡及び大島郡を除くものをいう。

2 松山共同集金に対する警告の概要

平成19年6月28日警告

(1) 松山共同集金は、自社が発行し又は使用を認める共同乗車券について

ア かねてから、旧松山市においてタクシー事業を営む者を会員とし、自社と密接な関係にある松山支部の会員と取引を行っているところ、平成14年2月ころ以降、旧松山市における新規参入業者であって松山支部の会員となっていないものからの取引の申出に対し、自社に出資等を行っている松山支部の会員の顧客を奪われないようにするため、これを拒絶している

イ かねてから、加盟業者^(注4)との間では、自社が共同乗車券に係る運賃・料金を支払う際に加盟業者から徴収する手数料の率を当該運賃・料金の4.5パーセントと設定して取引しているところ、平成14年2月ころ以降、松山支部の会員となった新規参入業者との取引を行うに際して、当該新規参入業者に加盟業者よりも不利な条件で事業活動を行わせるため、当該新規参入業者に対して、支払準備積立金等を支払って加盟業者と同じ手数料の率で取引する機会を与えることなく、合理的な算出根拠がないにもかかわらず、前記手数料の率を共同乗車券に係る運賃・料金の10パーセント又は15パーセントと設定することにより、当該新規参入業者との取引について、加盟業者との間で不当に差別的な対価をもって取引している

疑いのある事実が認められた。

(2) 松山共同集金の前記(1)アの行為は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第2項〔その他の取引拒絶〕に該当)の規定に、また、前記(1)イの行為は、同法第19条(不公正な取引方法第3項〔差別対価〕に該当)の規定に、それぞれ違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、松山共同集金に対し、前記(1)の各行為を取りやめるとともに、今後、このような行為を行わないよう警告した。

(注4) 「加盟業者」とは、松山共同集金に支払準備積立金又は出資金を拠出している松山支部の会員をいう。